

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 国から交付された森林整備地域活動支援交付金に係る事業の終了に伴い生じた当該交付金の残額を返還するために必要な経費の財源に鳥取県森林整備地域活動支援基金を充てるため、当該基金の処分事由を改める。
- (2) 東日本大震災等により被災した幼児、児童又は生徒の保護者等に対する就学等に関する援助を実施するために必要な資金を積み立てるため、鳥取県授業料減免・奨学金基金の名称及び設置目的を改める。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県森林整備地域活動支援基金の処分事由に国に森林整備地域活動支援交付金を返還するために必要な経費の財源に充てる場合を加える。
- (2) 鳥取県授業料減免・奨学金基金の名称を鳥取県授業料減免・奨学金等基金に改める。
- (3) 鳥取県授業料減免・奨学金等基金の設置目的に東日本大震災等により被災した幼児、児童又は生徒の授業料等の減免その他の就学等に関する援助を実施することにより保護者等の経済的負担の軽減を図ることを加える。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員のうち、企業職員である派遣職員及び単純労務職員である派遣職員以外のものに支給される給与について、派遣先機関から支給される報酬の額を踏まえ、当該職員が外務職員であるとした場合に支給されることとなる給与の水準を超えない範囲内で、その支給割合を100分の70未満にも設定できるよう改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 一般の派遣職員には、その派遣先の勤務に対し報酬が支給されないとき又は報酬の額が低いときに限り、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ全部又は一部（現行 100分の70。報酬の額が低いときは、100分の70を超え100分の100以内）を支給することとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成23年7月1日とする。

鳥取県行政組織条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 未来づくりの推進とそのための中核であるパートナー県政に関する業務を統轄する組織として、統轄監を未来づくり推進局に再編する。
- (2) 津波対策、原子力防災対策及び豪雪対策の強化並びに災害危機情報の一元化を図るための組織を再構築するため、防災局を危機管理局に再編する。
- (3) 統轄監は、未来づくり推進局を所管し、必要に応じて部局等の総合調整を行う職とする。
- (4) その他所要の見直しを行う。

2 条例の概要

- (1) 統轄監を未来づくり推進局に再編する。
- (2) 未来づくり推進局の所掌事務は、次のとおりとする。
 - ア 県政推進上の重要政策の統轄及び総合調整に関する事項
 - イ 広報及び広聴に関する事項
 - ウ 県民の社会参加活動の推進及び県政運営における県民との協働に関する事項

- (3) 防災局を危機管理局に再編する。
- (4) 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。
 - ア 防災及び危機管理に関する事項
 - イ 原子力防災対策に関する事項
 - ウ 災害危機情報に関する事項
 - エ 地域の危機対応力の向上に関する事項
 - オ 消防に関する事項
- (5) 行政運営の連絡調整に関する事項を、総務部（現行 統轄監）の所掌事務とする。
- (6) 青少年に関する事項を、福祉保健部（現行 企画部）の所掌事務とする。
- (7) 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、未来づくり推進局長を指揮監督し、必要に応じて部局等の総合調整を行う統轄監を置く。
- (8) その他所要の規定の整備を行う。
- (9) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成23年7月1日とする。
 - イ 次の条例について、(2)に伴う所要の規定の整備を行う。
 - (ア) 鳥取県情報公開条例
 - (イ) 鳥取県非営利公益活動促進条例

鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 古くから狭い街路に面して建物が建ち並び地域においては、旅館など不特定かつ多数の者が利用する建築物の増築や建替えに係る鳥取県建築基準法施行条例の規制により、地域の歴史文化を継承する街並みの保全、再生及びまちづくりが困難となっていることから、一定の要件を満たす区域において、これらの規制を緩和することができるよう新たな制度を設ける。
- (2) 社会環境の変化に伴い、一戸建ての住宅の敷地と道路との関係に係る規制を緩和する。

2 条例の概要

- (1) 建築物又はその敷地と道路との関係に関する規制の緩和
 - ア 知事は、次に掲げる区域について、建築物又はその敷地と道路との関係に関する制限の規定の全部若しくは一部を適用せず、又は緩和することを承認することができることとする。
 - (ア) 景観法の規定により市町村が定めた景観計画において重点的に景観形成を推進することとされた区域
 - (イ) 景観法の規定により定められた景観地区
 - (ウ) 都市計画法の地区計画が定められた区域
 - (エ) 建築基準法の規定により認可された建築協定の目的となる土地の区域
 - (オ) 景観法の規定により認可された景観協定の目的となる土地の区域
 - (カ) (ア)から(オ)までに準ずるものとして知事が別に定める区域
 - イ 知事は、アの承認をしたときは、承認をした区域並びに当該区域において適用しない規定又は緩和する規定及びその内容を公示しなければならないこととする。
 - ウ 知事は、アの承認をした区域において、計画又は協定が変更された場合その他当該承認の基礎となった事由に変更が生じた場合には、当該承認を取り消し、又は変更することができることとする。
 - エ イは、ウの承認の取消し又は変更について準用することとする。
- (2) 一戸建ての住宅に係る規制の緩和
 - ア 幅員4メートル以上の道路に敷地が3メートル以上接することを要する規制が適用される階数が3以上の建築物から、一戸建ての住宅及び兼用住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満かつ50平方メートル以下のものを除く。

イ 一戸建ての住宅に附属する自動車車庫で床面積の合計が100平方メートル以下のものにあつては、出入口を接して設けてはならない道路の幅員を4メートル未満（現行 6メートル未満）とする。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成23年7月1日とする。

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正について

1 条例の改正理由

オストメイト（人工肛門・人口膀胱保有者）にとっても安心して利用できるような施設のバリアフリー化を進めるため、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房（以下「オストメイト対応便房」という。）の設置を義務付ける特別特定建築物の建築の規模を引き下げる等、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 便所内に、オストメイト対応便房を設けなければならない特別特定建築物の建築の規模を、その用途に応じて、床面積の合計が100平方メートル以上、200平方メートル以上、500平方メートル以上、1,000平方メートル以上又は2,000平方メートル以上（現行 一律2,000平方メートル以上）とする。
- (2) オストメイト対応便房等を設置する場合には、案内板等を設ける場合を除き、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房が設置されていることを示す標識を設けなければならないものとする。
- (3) 廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設ける義務の例外規定を削除する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年1月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県が管理している鳥取県立大山自然歴史館（以下「自然歴史館」という。）について、平成24年4月1日から指定管理者制度を導入する。

2 条例の概要

自然歴史館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	自然歴史館の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の管理の期間	5年間
(3) 開館時間及び休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(4) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備を損傷する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
(5) 措置命令	指定管理者は、自然歴史館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(6) 委任	この条例に定めるもののほか、自然歴史館の管理に関し必要な事項は、協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。
(7) 施行期日	施行期日は、公布日とする(8)アを除き、平成24年4月1日とする。
(8) 準備行為等	ア 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

東日本大震災により被災し事業の実施が困難になっている者及び今後の大規模な災害に備え事業活動の継続性を高めようとする者の本県における工場等の新增設が円滑に行えるようにするため、企業立地事業に対する助成を拡充する。

2 条例の概要

- (1) 企業立地等事業に係る知事の認定の特例の対象にソフトウェア業等を加える。
- (2) 企業立地事業補助金を加算する事業に新たに次の表の左欄に掲げるものを加え、加算額をそれぞれ同表の右欄に定める額（上限10億円）とする。

ア 大規模な災害によって現に有する工場等の操業が困難になっている者が行う新增設事業で知事が要綱で定めるもの	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額
イ 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者（アに該当する者を除く。）が行う新增設事業で知事が要綱で定めるもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額

- (3) 企業立地事業補助金において2以上の加算がなされる場合の加算額の上限は、それぞれの加算額の上限の合計額又は20億円のいずれか低い額とする。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成23年7月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平を図るため、県立病院で徴収する分べん料について改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 分べん料の額を次のとおり引き上げる。

区 分		金 額	
		現 行	改正後
単胎の場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	104,900円	132,500円
	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	120,800円	155,400円
	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	136,700円	178,300円

- (2) 施行期日は、平成23年10月1日とする。

鳥取県議会委員会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

組織改正に伴い、常任委員会の所管について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 総務教育常任委員会が所管する統轄監を未来づくり推進局に、福祉生活病院常任委員会が所管する防災局を危機管理局に改める。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成23年7月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。